

一般財団法人日本実演芸術福祉財団 賛同会員 規約

2025 年 10 月 8 日理事会決定

(目的)

第1条 本規約は、一般財団法人日本実演芸術福祉財団(以下、「本財団」とする)定款第 36 条第 2 項に基づく賛同会員会費を定めるとともに、賛同会員についての必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 本財団は、以下の区分のとおり賛同会員(以下、「会員」とする)をおく。

- (1)協同会員 本財団及び(一財)日本実演芸術福祉財団労災保険センターと協同して労災保険特別加入の促進を図るため、所属実演家及びスタッフの労災保険特別加入手続きを支援する団体
- (2)賛助会員 (1)以外で定款第 3 条に掲げる本財団の目的に賛同し支援する団体及び個人

(入退会)

第 3 条 本財団の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出しなければならない。

2 協同会員の入会の可否は、別途理事会が定める基準に従い決定する。

3 会員は、別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。ただし、会員が納入した年会費については、これを返金しない。

(会費)

第4条 各会員の会費は次の通りとする。

協同会員 年額1口 20,000 円を1口以上

賛助会員(団体) 年額1口 10,000 円を5口以上

特別賛助会員(団体) 年額1口 10,000 円を 10 口以上

賛助会員(個人) 年額1口 10,000 円を1口以上

2 年会費の対象期間は、次の通りとする。

(1)新規入会する会員 入会を承認した日から本財団の事業年度末日まで

(2)継続する会員 本財団の事業年度の6月1日から翌年5月31日まで

3 協同会員の会費は、当該団体の事業規模や、当該団体を通じて(一財)日本実演芸術福祉財団労災保険センターに加入する所属実演家及びスタッフの人数を考慮して、決定されるよう努めるものとする。

4 会費は、理事会の決議をもって、変更することができる。

5 会費は、本財団の毎事業年度、請求を受けた月の翌月末日までに支払わなくてはならない。ただし、特別の事情がある場合において事務局担当理事が認めたときは、この限りではない。

6 会費は、本財団の事業に使用する。

7 会員による本財団への寄付はこれを妨げない。

（変更の届出）

第5条 会員は、その名称・氏名、住所、又は連絡先等について、本財団への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の届出を行うものとする。

2 本財団は、会員が前項の届出を行わなかったことによる不利益についての責任を負わないものとする。

（禁止事項）

第6条 会員は、本財団の会員の立場を利用して、以下に掲げる行為を行ってはならない。

- (1)政治活動、選挙活動若しくは宗教的活動、又はこれらに類する行為
- (2)個人又は法人及びその他の組織への勧誘又は売名行為
- (3)犯罪行為又は公序良俗に違反する行為
- (4)本財団の運営・活動を妨げる行為又は信用を毀損する行為

（除名）

第7条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により除名することができる。除名された場合、会員が納入した会費は、返金しない。

- (1)本財団の定款その他の規則に違反したとき
- (2)本財団の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3)会員としてふさわしくないと認められる行為をしたとき
- (4)その他の除名すべき正当な事由があるとき

（会員の資格喪失）

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本財団の会員の資格を喪失し、退会したものとみなす。

- (1)正当な理由なく、会費を請求した日から1年以上滞納したとき
- (2)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

（会員の特典）

第9条 会員は、次の特典を享受することができる

- (1)本財団が別途定める基準に従い発行された認定マークの付与
- (2)本財団が主催・共催するイベント等への優先的な参加
- (3)その他本財団が定めた特典

（損害賠償）

第10条 会員が本規約に反した場合又は不正若しくは違法な行為によって本財団に損害を与えた場合、本財団は当該会員に対して損害賠償請求を行うことができるものとする。

（規則の変更）

第11条 本規則の変更は、理事会の決議を経て行う。